

企業立地の優遇制度

～補助金～

企業立地補助金

補助金名称	(1) 栃木県企業立地・集積促進補助金	(2) 栃木県産業定着集積促進支援補助金
目的	栃木県への企業立地、研究開発機能や本社機能を有する工場等 ^(*) の立地を促進する	栃木県内で生産活動をする既存企業の工場等 ^(*) の新増設、建替え等を支援し、定着を促進する
補助要件	<p>1 2021年4月1日から2026年3月31日までに対象となる土地を取得し、5年以内に工場等の建物を取得し、操業を開始すること</p> <p><対象となる土地></p> <p>①知事の定める産業団地</p> <p>②工業誘導地域^(**)で敷地面積9,000㎡以上</p> <p>③敷地面積10ha以上</p> <p>④上記①～③に該当しない工場跡地^(***)で敷地面積1,000㎡以上</p> <p>⑤上記①～④に該当しない県内の土地1,000㎡以上(対象業種は製造業に限る)</p> <p>⑥上記①～④に該当しない県内の土地1ha以上(対象業種は道路貨物運送業、倉庫業、こん包業に限る)</p> <p>2 2021年4月1日から2026年3月31日までに県内の土地を取得し、5年以内に研究開発機能又は本社機能を有する工場等の建物を取得し、操業を開始すること</p> <p>3 現在所有する工場等敷地内に2021年4月1日から2026年3月31日までに工事請負契約等により工事着手した本社・研究開発機能を持つ建物を取得し、操業を開始すること</p> <p>※1 上記いずれの場合であっても、県内移転^(***)の場合は対象外となる。ただし、「移転先が知事の定める産業団地」かつ「建物の延床面積が3,000㎡以上」である場合は対象となる。</p> <p>※2 上記④⑤の場合は、当該事業の開始に伴い正社員を新たに1人以上(ただし、本県内に住民登録をしている者に限る)雇用すること</p> <p>※3 上記⑥の場合は、当該事業の開始に伴い新たに5人以上(ただし、本県内に住民登録をしている者に限る)雇用すること</p>	<p>2021年4月1日から2026年3月31日までに工事請負契約等により工事着手した工場等を取得等し、操業を開始すること</p> <p><交付要件></p> <p>次の要件を全て備えていること</p> <p>①操業者の栃木県内での操業年数が5年以上あること</p> <p>②操業者の栃木県内工場等の常用雇用者数が100人(中小企業者は20人)以上あり、操業日以降も原則として当該人数が維持確保されていること</p> <p>③工場等の建物の取得経費が5億円(中小企業者は2億円)以上あること</p> <p>※ただし、工場等の取得経費が小規模(2,000万円超)であっても、生産設備に係る投下固定資産額^(***)の合計額が30億円を超える場合(以下「大規模生産設備投資」という。)は補助対象とする。</p> <p><対象地域></p> <p>・県内全域</p> <p>・土地の取得は要件としない</p>
補助対象	土地、建物、生産設備	建物、生産設備
対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業(流通施設に限る)、植物工場、旧頭脳立地法に規定する16業種 ^(***) 、データセンター ^(***) ※補助要件2-3は、製造業、植物工場、旧頭脳立地法に規定する16業種が対象	製造業、植物工場、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、製造業又は植物工場に係る研究所
補助額	<p>土地：不動産取得税課税標準額の3%</p> <p>※以下に該当する企業は不動産取得税課税標準額の5%(①の企業は2023年度まで)</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産体制の見直し・強化を図る企業(製造業に限る)</p> <p>②食品関連企業</p> <p>③国のグリーン成長戦略の14分野のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業</p> <p>建物：不動産取得税課税標準額の4%</p> <p>※以下に該当する企業は不動産取得税課税標準額の5%(①の企業は2023年度まで)</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産体制の見直し・強化を図る企業(製造業に限る)</p> <p>②食品関連企業</p> <p>③国のグリーン成長戦略の14分野のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業</p> <p>生産設備：土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額^(***)の合計額のうち30億円を超えた額に係る生産設備相当分の5%</p> <p>【フードバレー特認】食品関連企業の場合、生産設備に係る投下固定資産額の5%(下限額なし)</p>	<p>建物：不動産取得税課税標準額の4%</p> <p>※国のグリーン成長戦略の14分野のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業は、不動産取得税課税標準額の5%</p> <p>生産設備：土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額^(***)の合計額のうち30億円を超えた額に係る生産設備相当分の5%</p> <p>大規模生産設備投資：生産設備に係る投下固定資産額^(***)の合計額が30億円を超えた場合にその超えた額の5%</p> <p>【フードバレー特認】食品関連企業の場合、生産設備に係る投下固定資産額の5%(下限額なし)</p>
限度額	30億円 ※栃木県産業定着集積促進支援補助金を併用する場合はその合計額	30億円(大規模生産設備投資の場合は1億円) ※栃木県企業立地・集積促進補助金を併用する場合はその合計額
対象期限	2025年度	2025年度

*1 工場等……工場、倉庫、事務所、研究所、植物工場(施設内で植物の生育環境(光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設)、その他これらと併せて設置する建物)

*2 工業誘導地域……農村産業法の産業導入地区、低開発地域工業開発促進法の低開発地域、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域、工場跡地……従前は工場等の用に供されていた土地で、現在は操業されておらず、更地又は工場等が残存するもの(市街化調整区域に存するものを除く)

*3 工場跡地……従前は工場等の用に供されていた土地で、現在は操業されておらず、更地又は工場等が残存するもの(市街化調整区域に存するものを除く)

*4 県内移転……県内の既存工場等を閉鎖して、県内に新たに土地を求め工場等を新設すること

*5 旧頭脳立地法に規定する16業種……ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、デザイン業、エンジニアリング業、自然科学研究所、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、機械設計業

*6 データセンター……電子計算機又はそれに関連する機器、設備等を設置し、データを管理することに特化した建物

*7 生産設備に係る投下固定資産額……生産設備に係る固定資産税課税標準額

注1 企業立地・集積促進補助金を申請するためには、土地の取得があった場合は土地の取得後6ヶ月以内に、土地の取得を伴わない場合は、工場等の建築に着手する前又は工場等を承継取得する前に事前届出書の提出が必要です。

注2 産業定着集積促進支援補助金を申請するためには、工場等の建築等に着手する前(大規模生産設備投資にあつては生産設備を新設する前を含む)又は工場等を承継取得する前に事業計画書の提出が必要です。